

テナント総合保険（パッケージ型）の補償内容についてのご案内

（2018年1月1日以降補償開始用）

このリーフレットでは、テナント総合保険（パッケージ型）の主な補償内容についての概要をご説明しております。

ご契約の内容や事故の状況によってお支払いできる保険金が異なりますので、詳細につきましては、取扱代理店・扱者または弊社損害サービスセンターにご相談ください。

このリーフレットの中で使用される略称や主な保険用語は以下のとおりです。

保険の対象 （物損害補償）	保険の対象は、対象施設内収容の被保険者が所有する「設備・什器（じゅうき）等」に限ります。 （注）「商品・製品等」は含まれません。
対象施設	保険証券記載の施設をいいます。

物損害補償の補償内容		
(1)	損害保険金	火災、落雷、破裂・爆発、盗難、水濡れ、破損・汚損などの偶然な事故によって保険の対象に生じた損害に対してお支払いします。 1回の事故につき保険証券記載のご契約金額（貴金属等については、1個または1組に対して30万円、複数に損害が生じた場合は100万円）を限度とします。 なお、事故の形態により、1回の事故につき保険証券記載の自己負担額（1万円）が適用されます。
(2)	通貨等盗難損害保険金	対象施設内における盗難によって業務用の通貨・預貯金証書に生じた損害に対してお支払いします。 1回の事故につき、1対象施設ごとに業務用の通貨100万円、預貯金証書500万円またはご契約金額のいずれか低い額を限度とします。
(3)	修理費用保険金	偶然な事故によって借用施設が損害を受け、被保険者が借用施設の貸主との契約に基づいて、または緊急的に自己の費用で損害発生直前の状態に復旧した場合の修理費用をお支払いします。 1回の事故につき、1対象施設ごとにご契約金額の10%を限度とします。
(4)	残存物取片づけ費用保険金	損害保険金が支払われる場合に、損害を受けた保険の対象の取りこわし費用などに対してお支払いします。 損害保険金の10%を限度とします。
(5)	修理付帯費用保険金	火災、落雷、破裂・爆発によって保険の対象に損害が生じた結果、復旧にあたって発生した次のような費用のうち、弊社の承認を得て支出した必要かつ有益な費用をお支払いします。 1回の事故につき、1対象施設ごとにご契約金額の30%を限度とします。
(6)	損害防止費用保険金	保険金をお支払いできない場合に該当するときは除き、損害の発生または拡大の防止のために支出した必要または有益な費用に対してお支払いします。

【オプション】休業損失補償／営業継続費用補償の補償内容		
(1)	休業損失保険金 営業継続費用保険金	次の場合にお支払いします。 a. 火災、落雷、破裂・爆発、盗難、水濡れ、破損・汚損などの偶然な事故によって保険の対象が損害を受けた結果、休業損失または営業継続費用が生じた場合 ※情報機器および情報メディアが損害を受けた結果生じた休業損失または営業継続費用については、火災、落雷、破裂・爆発、建物の外部からの物体の落下、水濡れ、騒擾（そうじょう）および盗難などによる場合に限ります。 b. 次のいずれかに該当する事故または事由によって、休業損失または営業継続費用が生じた場合 (a) 対象施設において生じた漏水、放水または溢水（いっすい） (b) 対象施設の建物等における犯罪、事件等の異常事態 (c) 不測かつ突発的な事由に起因して事業者（注）の占有する電気、ガス、通信・電話などの供給・中継設備などの機能が停止または阻害されたことにより、電気、ガスなどの供給または通信・電話の中継が中断または阻害されること。 （注）対象施設の建物等と配管または配線により接続している電気事業者に定める電気事業者、ガス事業法に定めるガス事業者、熱供給事業法に定める熱供給事業者、水道法に定める水道事業者および水道用水供給事業者ならびに電気通信事業法に定める電気通信事業者をいいます。 c. 商品・製品等の供給物を直接被保険者に供給する者または商品・製品等を直接被保険者より受け入れる者の日本国内で占有する物件が火災、落雷、破裂・爆発、建物の外部からの物体の落下など、水濡れ、騒擾（そうじょう）などおよび盗難により損害を受けた結果、休業損失または営業継続費用が生じた場合
(2)	損失防止費用保険金 【休業損失補償のみ】	火災、落雷、破裂・爆発による損失の発生または拡大の防止のために支出した必要または有益な費用に対してお支払いします。
(3)	休業臨時費用保険金 【休業損失補償のみ】	休業損失保険金が支払われる場合、被保険者が売上高の回復のために要する費用のうち、次のような必要・有益な費用を支出した場合にお支払いします。 1回の事故につき、対象施設ごとに100万円を限度とします。 ●復旧期間開始後30日以内に要するおわび広告掲載費用 ●復旧期間終了後30日以内に要する挨拶状作成・送付費用 など

賠償責任補償の補償内容

【施設賠償責任補償】

被保険者が、日本国内で生じた次のいずれかに該当する事故による他人の身体の障害、財物の損壊または他人の自由を侵害もしくは他人を誹謗する表示行為などについて、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合、下記（１）～（７）の損害（費用）に対して保険金をお支払いします。

- a. 被保険者が所有、使用または管理する対象施設に起因する事故
- b. 対象施設の用法に伴う仕事の遂行に起因する事故

【借家人賠償責任補償】

借用施設が被保険者の責めに帰すべき日本国内で生じた偶然な事故により損害を被った場合において、借用施設について被保険者がその貸主に対し、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合、下記（１）～（６）、（８）の損害（費用）に対して保険金をお支払いします。

（１）	損害賠償金	【施設賠償責任補償】 被害者に対して支払う損害賠償金（裁判所から支払を命じられた訴訟費用や遅延損害金を含みます。） ※損害賠償金の支払により代位取得するものがある場合は、その価額を差し引いた額となります。 【借家人賠償責任補償】 貸主に対して支払う損害賠償金（判決により支払を命じられた訴訟費用や遅延損害金を含みます。） ※損害賠償金の支払により代位取得するものがある場合は、その価額を差し引いた額となります。
（２）	争訟費用	損害賠償責任に関する争訟（訴訟、仲裁、調停または和解等をいいます。）につき、被保険者が弊社の書面による同意を得て支出した費用
（３）	損害防止費用	損害の発生または拡大の防止のために被保険者が支出した費用 ※ 1 弊社が必要または有益と認めた費用に限ります。 ※ 2 損害防止費用には、被保険者が初期対応のために支出する事故原因調査費用を含みます。 ※ 3 事故原因調査費用については、賠償責任を負担することが不明な事故による他人の身体の障害または財物の損壊に対してもお支払いします。
（４）	緊急措置費用	損害の発生または拡大の防止に努めた後に賠償責任がないことが判明した場合において、被保険者が損害の発生または拡大の防止に努めたことによって要した費用のうち、応急手当、護送その他の被害者に対する緊急に必要な措置を行うために要した費用、およびあらかじめ弊社の承認を得て支出した費用
（５）	求償権保全費用	他人に損害賠償を請求または求償をすることができる場合、その権利の保全・行使のために被保険者が支出した費用 ※弊社が必要または有益と認めた費用に限ります。
（６）	協力費用	弊社の求めに応じ、損害賠償請求の解決に協力するために被保険者が支出した費用
（７）	オーナーおわび品購入費用 【施設賠償責任補償のみ】	対象施設内における施設賠償責任補償の保険金のお支払い対象となる事故またはこれらの事故の原因となると思われる事故により他人の身体の障害または財物の損壊が生じた場合において、被保険者が借用施設の所有者に対し、弊社の承認を得て支出した事故発生に関するおわび品の購入費用 ※1回の事故につき2万円を限度とします。
（８）	示談交渉費用 【借家人賠償責任補償のみ】	損害賠償責任の解決について、被保険者が弊社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用

【ご注意いただきたいこと】

- お客さまがお選びになった補償・特約により、お支払いの内容が変更される場合があります。
- 休業損失補償／営業継続費用補償はオプション補償となっており、お客さまがご契約を希望された場合のみ補償されます。
- 補償内容の詳細は、保険証券および保険の約款をご確認ください。